

あなたの地域を 行政情報番組で

市では、23全ての地域市民センターにビデオカメラを配備し、各自治振興会などで行われる活動などを取材し、行政情報番組内で放映します。



ビデオ撮影研修の様様

お問い合わせ
広報課 広報広聴係
☎65・06675 ☎63・4619

職員は市広報の腕章をつけてビデオカメラによる取材に伺いますので、皆さまのご理解ご協力をお願いします。また、行政情報番組などで取材してほしい、市内の皆さんに紹介したいという情報があれば広報課または、各地域市民センターまでお寄せください。



センター職員が取材に伺います

昨年度から、あいコムこうか光テレビで放映を開始している市政情報番組「ぎらめきころか」を、さらに充実し、また地域に密着した番組作りを行うため、各センターの職員が皆さまの地域にお伺いし、取材を行います。

- ☆取材対象
- ☆自治振興会主催の行事
- ☆地域のイベント
- ☆地域の風景 など

一時預かり保育事業のご案内

保護者の方の仕事や病気・育児疲れ等のため、緊急または一時的に保育を必要とする場合に
お子さんをお預かりします。

利用できる方

市内に住民登録がある方で保育園または認定こども園(長時部)に在園されていないお子さん
《生後6か月(満6か月になった翌月)～小学校入学前のお子さん》

(市外の方は、特別な必要があると認められ、施設に余裕がある場合のみの利用となりますので、実施施設にお問い合わせください。)

利用料金

年齢・利用時間によって異なります

※年齢は4/1現在の満年齢です。	市内在住	
	1日(8h以内)	半日(4h以内)
0,1,2歳児	2,800円	1,400円
3歳児	1,400円	700円
4,5歳児	1,200円	600円

※年度途中で誕生日がきても、利用料金が変わることはありません。
※施設によって別費用が発生する場合があります(詳細は各実施施設へお問い合わせください)。
※市外の方については別料金となります。

市内にお住まいの保育園に在園されていない平成23年4月1日以降生まれの方に、生後6か月～1歳6か月の間に利用できる一時預かり保育の半日(4時間以内)無料利用券を4か月児健診時などに2枚配布しています。
※すでに一時預かり保育無料利用券を4か月児健診などでお渡ししている方も、4月以降に一時預かり保育無料利用券を利用される場合は公立実施施設(5実施施設)でご利用いただけます。

《一時預かり保育を実施している施設》

私立実施園

- 【実施園】 ● 社会福祉法人ひまわり会 水口北保育園 ☎62-1085 ☎63-8617
● 社会福祉法人甲南会 甲南のぞみ保育園 ☎86-0878 ☎86-0740

公立実施施設

- 利用手続き：申請制 《公立実施施設の受付日：毎月10日》
▶ 毎月の受付日(日・祝日の場合は翌開所日)に翌月分の利用希望申請を一齐受付。受入可能であれば、随時受付。
※お問い合わせは直接以下の実施施設までご連絡ください。
- 【実施施設】
水口子育て支援センター ☎65-5511 ☎65-5522 土山にこここ園(保育園) ☎/☎66-0165
甲賀西保育園 ☎88-2242 ☎88-2248 甲南東保育園 ☎/☎86-2420
信楽にこここ園(保育園) ☎/☎82-0427

問い合わせ
こども未来課 ☎86-8179 ☎86-8380

春のイベント情報

第8回 信楽窯元散策路
ぶらり窯元めぐり

期間 4月12日(金)～14日(日)
場所 窯元散策路(信楽町長野)
問 信楽窯元散策路のWA
(代表今井丸滋製陶)
☎82・0033

水口曳山祭
日時 4月19日(金)
夕刻～宵宮祭
4月20日(土)
10時頃～曳山巡行
14時頃～神輿渡行
場所 水口神社
問 甲賀市観光協会
☎・☎60・2690

観光戦略推進室 観光戦略推進係
☎65・0708 ☎63・4087

信楽高原鉄道・甲賀市コミュニティバス共通 1日フリー乗車券 発売中

お得なこの乗車券で、市内の桜めぐりにかけてみませんか。各地域市民センターや信楽駅で販売していますので、是非お買い求めください。

4月1日よりデマンドタクシー「コミタク」もご利用いただけます。

●販売金額 大人(中学生以上) 1,200円
小人(小学生以下) 600円

問い合わせ 公共交通推進室
☎65-0672

後期高齢者医療保険料 仮徴収のお知らせ

後期高齢者医療保険制度加入者のうち、年金から保険料を納めている方へ、市から「特別徴収仮徴収額通知書」を4月上旬にお届けします。

特別徴収は、年金支給月である4月・6月・8月・10月・12月に保険料を年金天引きする方法で行いますが、平成25年度分の保険料は平成24年中の所得が確定する6月以降でなければ確定できません。このため4月・6月・8月については平成25年2月の徴収額と同額を徴収します(仮徴収)。10月・12月については、7月に確定する平成25年度の年間保険料の額から「仮徴収額」を差し引いた額を3回にわけて徴収します。

対象となる方には4月上旬に個別に通知をします。

■納付方法の変更

年金天引きから口座振替による納付に変更できます。
年金天引きをやめたい方は手続きが必要ですので、保険年金課へお問い合わせください。

お問い合わせ
保険年金課 ☎65・0689